

紀要

第 8 号

目 次

序

- 近江へのアプローチ・その2 神崎郡篇 (近江歴史クラブ)
1. 愛知川左岸域の開発と水利 (佐野 静代)
2. 後期古墳 (細川 修平)
3. 丸山1号墳出土土師質陶棺について (中村 智孝)
4. 古墳時代の鍛冶工房 (大道 和人)
5. 古代の集落 (畠中 英二)
6. 建物遺構 (神保 忠宏)
7. 古代寺院一軒丸瓦の文様から (重岡 卓)
8. 郷(里) (内田 保之)
まとめにかえて

日本古代国家形成史論に関する諸前提

- ~研究ノートあるいは覚書その1~ (芝池 信幸)
春日山古墳群分布調査報告 (岩橋隆浩・大崎康文・工藤基志・高橋あかね)
6世紀代における木棺直葬墳の副葬・供獻について
~葬送習俗としての「主体部内容器埋納」にみる
「畿内型横穴式石室」との関係を中心に~ (畠中 英二)
高島郡における製鉄の問題から~ 6世紀を考えるための序章~ (細川 修平)
湖南地域の異方位地割と古代の建物方位 (田井中洋介)
木炭窯の形態からみた古代鉄生産の系譜と展開に関する予察
~滋賀県瀬田丘陵の事例を中心に~ (大道 和人)
赤野井湾遺跡出土の鋤 (阿刀 弘史)

1995. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

湖南地域の異方位地割と古代の建物方位

田井中 洋介

1. はじめに

筆者は前稿において、滋賀県内で検出されている掘立柱建物跡のうち、正南北に近い主軸方位を有するものについて取り上げ、若干の検討を行った。その結果、正南北方位の建物は古墳時代後期には出現しており、7世紀後半代にはかなり普及していることを確認した。しかしながら筆者の力量不足のため、きわめて雑駁な内容に終わってしまったと反省している。

そこで本稿では、対象とする地域を湖南地域の野洲・栗太両郡に限定した上で、建物方位についてもう少し詳しく検討を加えることとした。両郡は甲賀郡と合わせて、N 33° Eという等しい条里方位を有することが知られているが、甲賀郡については検討するに足る資料を欠くため、本稿では割愛した次第である。両郡においては N 33° E の統一的条里とは方位の異なる条里型地割が数カ所で認められることがかねてから指摘されており^[1]、本稿ではこれらの異方位地割と周辺の遺跡における掘立柱建物方位との関連を中心として叙述を進めていく。これは異方位地割が確認できる地点の近隣に古代の建物遺構の調査報告例が多いためであるが、地域区分は記述の便宜上のものと理解していただきたい。

なお、本稿で用いる基準方位は真北を基準にしており、磁北を基準とした文献からの引用においては真北を基準にした方位に読み替えている。^[2] 方位の計測にあたっては、できるだけ遺構図からの計測を行うこととしたため、報告書本文中の方位の記載と異なる場合がある。また、東西方向に主軸を有する建物については、記述を簡略化するために方位を 90° 読み替えて記載した。

2. 栗太郡の状況

(1) 近江国府跡の周辺

栗太郡の西部、瀬田三大寺丘陵上には近江国府跡が存在する。昭和39年度に政庁部分の発掘調査が実施され、瓦積み基壇を有する正殿などの建物群が発見された。^[3] 遺構の年代は8世紀中葉～10世紀後葉と考えられている。これらの主要建物の主軸方位は N 3° E を示しており、以前から周辺の地割により想定されていた方八町四方の区画の方位とほぼ一致する。なお、平城京におい



第1図 栗太郡・野洲郡位置図

ては南北の主軸方位は朱雀大路で真北から $0^{\circ} 22'$ 程度西へ振れるのみであることや、大津宮と考えられている錦織遺跡の主軸方位が $N 1^{\circ} 24' W$ なのに比べて、近江国庁の主軸方位は真北からの振れが大きい。本来は真北を指向したものだとすれば測量の精度が低いといえよう。

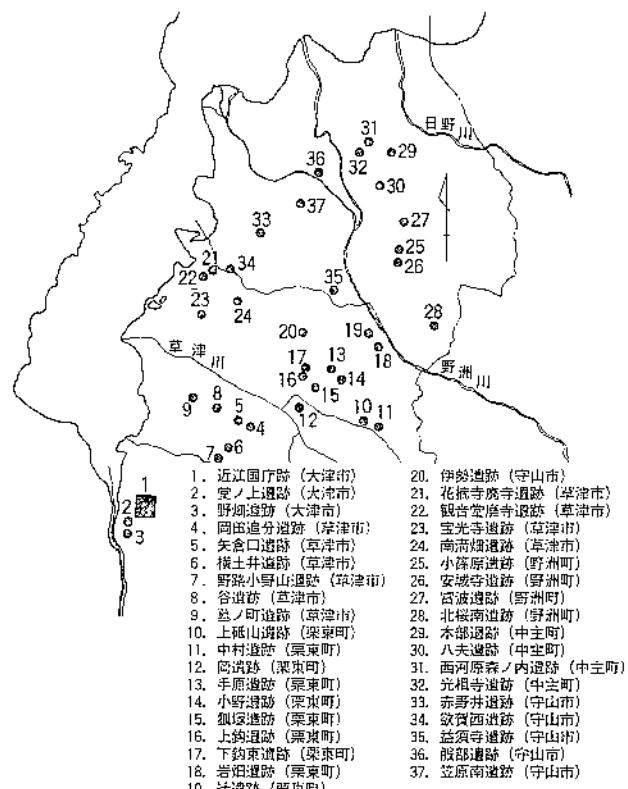
近江国庁跡の周辺には、堂ノ上遺跡・野畠遺跡などの時期的に並行する遺跡があり、これらの遺跡で検出された建物群には近江国庁と主軸方位の一致するものが多いため、広範な都市計画のもとに造営された遺構群とする考えがある。また、近江国庁跡の北方には、国庁と方位を揃えた方五町四方の地割が認められるとの指摘もあるが、この地域については発掘調査による古代の建物跡の報告例を欠く。

(2) 草津市追分町の異方位条里の周辺

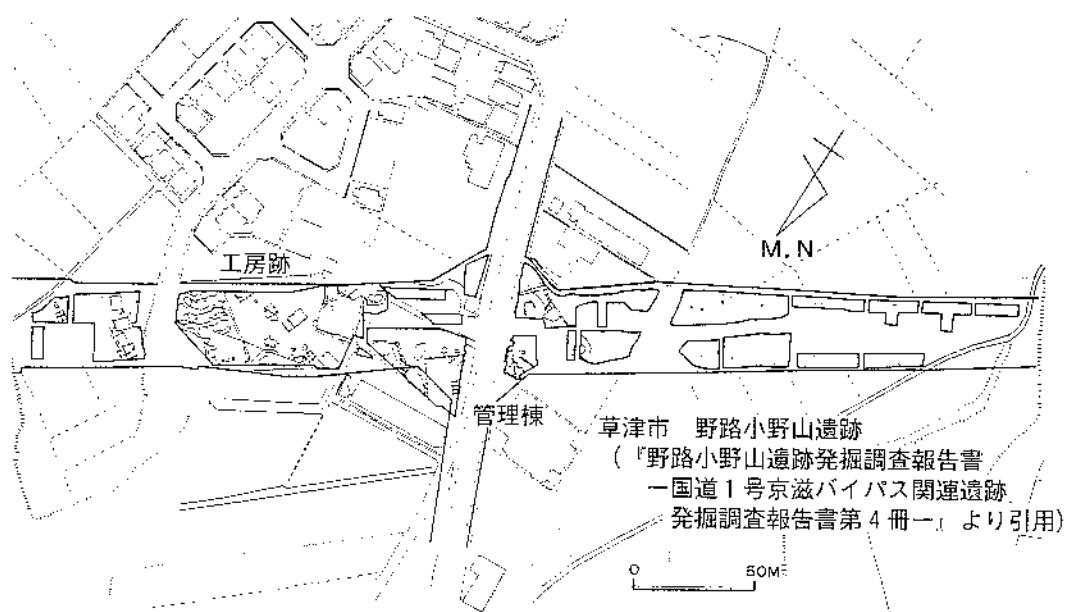
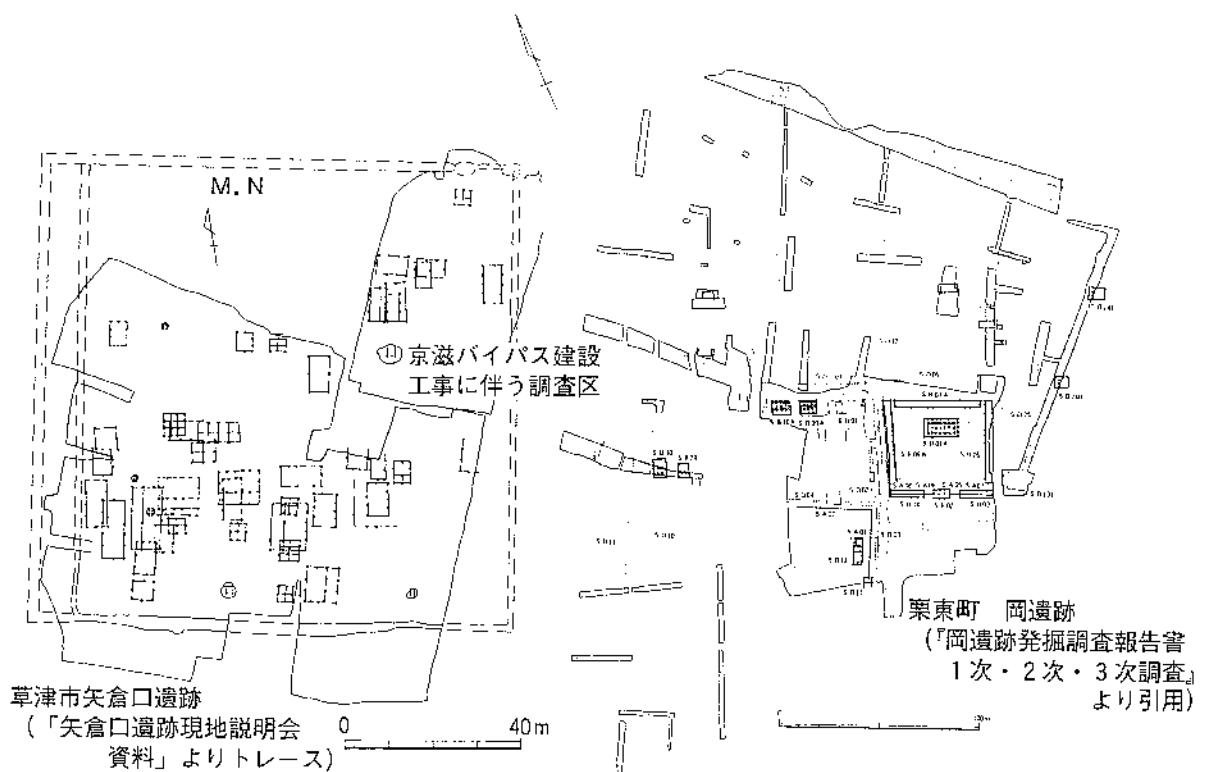
草津市追分町付近には、 $N 8^{\circ} E$ の方位を示す方格地割が存在したことが指摘されている。¹⁹⁾この地割は真北を指向したにしては誤差が大きく、南北方位地割と称することに疑問がある。この地区においては昭和50~51年に岡田追分遺跡の発掘調査が実施されており、8世紀前半~10世紀後半の多数の掘立柱建物跡が検出されている。²⁰⁾5期以上の建物の変遷が考えられ、建物の主軸方位は大半が $N 8^{\circ} E$ の地割と合致するものである。なお、報告者は東海道の岡田駅家と関連する集落の可能性を指摘している。

岡田追分遺跡の近隣には、矢倉口遺跡・横土井遺跡・野路小野山遺跡など古代の遺跡が多く存在している。矢倉口遺跡では京滋バイパス建設に伴う発掘調査の成果によれば、7世紀以前の掘立柱建物は明確でなく、8世紀中葉以降に追分町付近の $N 8^{\circ} E$ の地割に近い方位の建物群($N 9^{\circ} \sim 15^{\circ} E$)が営まれている。この方位の遺構群は4期の変遷が考えられており、10世紀中葉頃まで建物方位を大きくは変えないまま建て替えが行われるが、12世紀代には栗太郡の主条里に方位を合わせた建物群が建てられている。²¹⁾昭和60・61年度には京滋バイパスの西側隣接地の発掘調査が行われ、地割の方位と合致するほぼ一町四方の区画溝の範囲内に建物群が建てられていたものと推定されているが、詳細については未報告である。²²⁾

横土井遺跡でも8世紀代の掘立柱建物群が検出されており、その主軸方位は $N 1^{\circ} \sim 13^{\circ} E$ である。報告者は建物の主軸方位から3群に分類



第2図 遺跡位置図



し、東への振れが徐々に大きくなっていく変遷を考えている。奈良時代の製鉄遺跡である野路小野山遺跡では、工房や管理棟と推測される掘立柱建物群が検出されている。その主軸方位はN^{1°} ~ 8° Eを示すものとN^{18°} ~ 44° Eを指すものとに大別され、前者は追分町付近の地割とほぼ同じ方位を指すものと認識できる。これに対して後者の1群は、ばらつきはあるものの栗太郡の条里方位(N^{33°} E)と近いものが主体である。報告書によれば掘立柱建物の年代はすべて8世紀前半とされるが、建物の主軸方位の違いを若干の時期差と考える余地はある。ただし両者の切り合いはなく、前後関係は不明である。

上記の3遺跡では追分町付近のような異方位の方格地割は現地表面で確認できなかったにも関わらず、発掘調査によって検出された古代の建物の方位は岡田追分遺跡とほぼ一致するものである。矢倉口遺跡の報告書でも指摘されているとおり、かつてN^{8°} Eの地割はより広範囲に及んでいた可能性が考えられよう(岡田追分遺跡と野路小野山遺跡の距離は約2km)。この地割の施行時期は、現在の資料では8世紀前半と考えられる。

矢倉口遺跡の西方に位置する谷遺跡では、草津川改修事業に伴う発掘調査において多数の掘立柱建物跡が検出されている。その主軸方位にはかなりのばらつきがあり、報告書では①N^{10°} W ②N^{0°} ~ 10° E ③N^{15°} ~ 35° E ④N^{45°} E(1棟のみ)の4グループに分けている。②の一群については、矢倉口遺跡などと方位を揃えた建物群である可能性がある。なお、遺構の時期は平安時代から鎌倉時代とされ、主軸方位の時期的変遷は明らかにされていない。これより西方の墓ノ町遺跡においては、奈良時代の掘立柱建物跡SB3、SB5がN^{1°} W、N^{1°} Eの主軸方位を示しており、ほぼ真北を指向する建物群である。

(3) 栗東町上砥山の条里地割と岡遺跡

栗東町上砥山地区には、N^{24°} E(栗太郡主条里と9°のズレ)の方位を示す条里地割が認められる。この地区においては、上砥山遺跡と中村遺跡の発掘調査が実施されている。上砥山遺跡では、有力者の屋敷と推定される奈良時代後半から平安時代にかけての掘立柱建物群が検出されているが、その主軸方位は現行の地割から若干東偏しており、栗太郡条里と上砥山地区の条里のいずれに合致するものか決めがたい。中村遺跡では真北に近い方位の奈良時代の掘立柱建物のほか、上砥山条里や栗太郡条里に合致する方位の建物跡も検出されているが、詳細は報告されていない。従って上砥山条里が施行された年代については十分に検討し得ない状況である。

上砥山地区から金勝川を3kmほど下った岡遺跡では、栗太郡衙と考えられる掘立柱建物群が検出されている。この岡遺跡の周辺は現状において、条里地割の空白地であった。「口」の字型の配置を示す主要建物の中で、やや方位を異にする西の長殿(SB06)はN^{17°} Eの主軸方位を有して7世紀後半に建てられ、8世紀前半にN^{16°} Eに建て替えられている。(SB06の南のSB14も7世紀後半の建物とされるが、N^{21.5°} Eの方位を示す。) その他の主要建物の方位はほぼN^{20°} Eを示し、8世紀前半の遺構とされている。この岡遺跡に見られる建物方位は、周辺の遺跡では検出例のはほとんどないものである。上砥山条里と比べても4°程度のずれがあり、両者が関わりを持つものとは言いきれない。

(4) 栗東町手原の異方位条里の周辺

栗東町手原にも栗太郡主条里とは異なる方位の条里型地割（N 2° W）があったことが指摘されている。¹²⁾昭和56年度の手原遺跡の発掘調査においては、ほぼ正南北方位（N 1° ~ 3° E 前後）の建物群が7世紀後半以降、継続的に建てられていたことが確認できた。掘立柱建物の方位は12世紀に至って真北からのずれがやや大きくなり、やがて集落は廃絶する。手原遺跡の発掘調査はその後も行われており、その調査結果をみても現状の地割に近い方位の掘立柱建物跡の検出例が多い。ただし、平成4年度に発掘された2間×7間以上の規模を有する庇付き建物（7世紀末頃の遺構と考えられる）のように、N 7° Wとほぼ磁北方位の建物の検出例も認められるなどのはらつきもある。遺跡内における建物方位の詳細な変遷については、現状の資料では捉え難い状況といえよう。

なお、手原遺跡の東南に隣接する小野遺跡においても、磁北に近い方位の掘立柱建物群（奈良時代後半～平安時代前期）が検出されている。このほか、狐塚遺跡においてもN 0° ~ 7° Wの掘立柱建物跡（白鳳～奈良時代）の検出例がある。¹³⁾

上鈎遺跡では、8世紀後半から9世紀初頭の掘立柱建物群が検出されている。N 3° EやN 31° Eといった方位の建物もあるが、主体はN 21° ~ 31° Wと大きく西へ振れる1群である。これと近い方位の掘立柱建物は、隣接する下鈎東遺跡でも検出例（N 31° W）がある。¹⁴⁾

岩畠遺跡では昭和59年度発掘のA地点において、奈良時代の掘立柱建物群が検出されている。¹⁵⁾その主軸方位はN 20° W前後と、かなり西偏するものである。道路建設に伴う昭和60年度の発掘調査においては、7世紀後半代の堅穴住居跡がN 10° W、N 19° W、N 26° Wの方位を示し、8世紀後半の掘立柱建物跡2棟はN 29° W、N 31° Wを主軸とする。これに対して平成元年度の発掘調査地点において検出された7世紀末～8世紀中頃の掘立柱建物群ではN 6° ~ 13° Wと西偏が少ない。¹⁶⁾

辻遺跡では、県道建設に伴う発掘調査においてN 7° W～N 4° Eの方位を示す7世紀代の掘立柱建物群が検出されており、8世紀前半の堅穴住居もこれに近い方位を引き継ぐ。また周辺部の発掘調査でも、ほぼ正南北に近い方位の7～8世紀の建物群が検出されている。守山市域に含まれる伊勢遺跡では、昭和58年度発掘調査（第7次地点）の奈良時代中期の掘立柱建物跡S B 1がN 21° E、約300m隔たった第10次地点の奈良時代の遺構と推定される掘立柱建物跡S B 4・S B 6はN 19° Eの主軸方位を示している。¹⁷⁾

上記のように、この地域においては手原遺跡のように建物群が正南北に近い方位を示す遺跡と、正南北からの振れが大きい遺跡に大別できる。おおまかに言えば手原付近の異方位条里に近い地点では正南北方位の建物が多い傾向がある。

(5) 草津市北部の白鳳寺院密集地

栗太郡の北部には白鳳寺院跡が密集しているが、その中には周辺に残る地割などから方格の寺域が推定できるものがある。草津市の花摘寺・廢寺遺跡の発掘調査において検出された8世紀後半～9世紀前半の遺構と考えられる掘立柱建物跡S B 1・2はN 0° E・N 3° Eの主軸方位を示し、真北と推定されている寺域の方位とほぼ一致することが確認された。また、方位をやや東へ

振る（N 8° E）掘立柱建物跡 S B 3 も検出されている。花摘寺廃寺から西へ約200mと近接する観音堂廃寺遺跡の発掘調査では、寺域の東西南北を区画する溝が検出され、寺域の主軸方位は N 5° E に復元される。南へ 1 km 余り隔たる宝光寺遺跡の発掘調査においては、掘立柱建物跡は検出されていないが、N 3° E の方位の瓦積基壇跡が検出され、周辺の水路などから推定されていた寺域の方位とほぼ一致することが確認された。このように草津市北部に集中的に造営された白鳳寺院の主軸方位は、おおむね真北を指向しながらもばらつきが見られる状況である。

この地域においては白鳳寺院と並行する時期の集落遺跡の発掘例が乏しい。このため、現時点では個々の寺域を越えた南北地割が存在したとは考えにくい。南溝畠遺跡の発掘調査においては、奈良時代末～平安時代の掘立柱建物跡28棟が検出されているが、奈良時代に遡る建物を限定したい。建物の主軸方位はいずれも栗太郡主条里とほぼ合致するものであり、正南北方位に近いものは認められない。

(6) 小 結

以上のように栗太郡域における7～9世紀頃の建物方位を見てきたところ、近江国庁跡周辺や草津市追分町周辺には異方位地割と一致する方位の掘立柱建物跡が、現状の異方位地割の分布範囲を越えて検出されていることが窺えた。しかしながら、その分布が広域には及ばないことや各々の異方位地割の方位が異なることは確認しておきたい。また、郡衙と考えられる岡遺跡のように独自の主軸方位を示す遺跡もみられ、郡全域に及ぶような統一性は見い出せない状況と言えよう。なお、野路小野山遺跡で見られた栗太郡主条里に近い主軸方位の建物群が条里地割に基づくものだとすれば、栗太郡内において最も早く栗太郡主条里が施行された事例である。

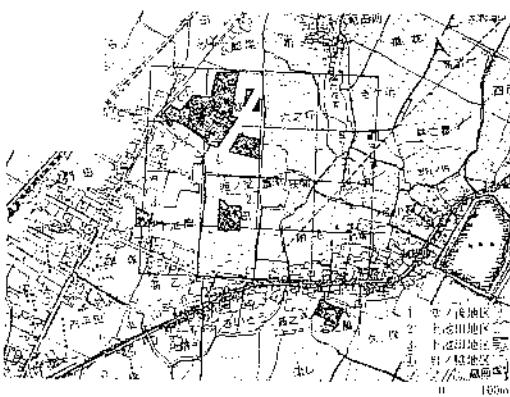
3. 野洲郡の状況

(1) 野洲郡衙推定地の周辺

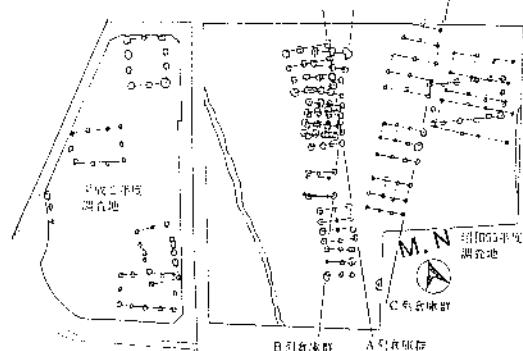
野洲町小篠原に所在する小篠原遺跡は、野洲郡衙と推定される遺跡である。付近には野洲郡の条里方位とは異なる方位の地割が認められる。「野洲町史」によれば、この地割を根拠に郡衙の範囲（東西二町、南北五町）が推定され、その主軸方位は真北から東へ 8° 振っている。小篠原遺跡の発掘調査においては、郡衙の中心的な建物群は明かになっていないが、多くの掘立柱建物跡が検出されている。それらの方位は周辺の地割と合致するものが多く見られる一方で、異なる方位の建物もまた多く、その変遷は明確でない。

小篠原遺跡については森隆氏による分析があり、この項は氏の論文を参考にした部分が多い。森氏は小篠原遺跡周辺の特殊地割を四町四方に及ぶものと考え、計画的な街路が8世紀前葉には存在したことを紹介している。なお、小篠原遺跡の存続年代は7世紀中葉から11世紀代である。

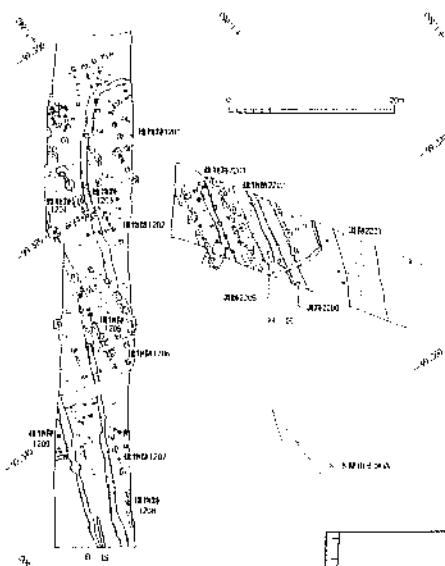
森氏は遺構の切り合いで認められる堂ノ後地区（昭和55・56年度発掘調査）について、A列・B列・C列の3時期の倉庫群の変遷を考えている。この中で最も先行するA列は N 6° E の主軸方位を示しており、現状の地割とほぼ一致するものと評価できる。その後、N 21° E のB列、N 26° E のC列へと建て替えられ、遺構の時期はA・B列が7世紀末～8世紀代、C列が9世紀代と推定される。B・C列の方位は現状の地割と野洲郡主条里（N 33° E）のいずれにも一致していない。



野洲町 小篠原遺跡
発掘調査地点位置図
(森隆「郡衙遺跡に関する一考察」より引用)



小篠原遺跡 堂ノ後地区遺構図
(森隆「郡衙遺跡に関する一考察」より引用)



中主町 西河原森ノ内遺跡
(「西河原森ノ内遺跡
第1・2次発掘調査報告書」
より引用)



小篠原遺跡 岩ノ脇地区遺構図
(森隆「郡衙遺跡に関する一考察」より引用)



II期



III期



IV期



V期

守山市 笠原南遺跡
(木戸雅寿「笠原南遺跡出土の
墨書き土器について」に方位を加筆)

小篠原遺跡岩ノ脇地区は、郡衙域の地割から東南へはずれた地点であるが、長殿風の建物群が検出されており注目される。その主軸方位は、東に離れた1棟（N 27° E）を除けばN 3° E前後であり、東西南北地割の方位と比較的近い。造構の時期は周辺の土坑出土遺物から7世紀末～8世紀前葉と判断でき、森氏はこの建物群を「篠原駅家」に関連する遺構と評価している。

小篠原遺跡の南に隣接する安城寺遺跡においても、古代の建物群が検出されている。掘立柱建物群の主軸方位は7世紀後半にはほぼ真北であり、8世紀代にはN 12° ～ 20° Eと主軸を東へ振って建て替えられている。富波遺跡の昭和62年度の発掘調査においては、奈良時代頃の遺構として掘立柱建物跡S B 1～3が検出されており、その主軸方位はN 4° W～N 8° Eである。なお富波遺跡においては、11世紀代に至るまで正南北方向に近い主軸方位の建物群が営まれており、12世紀に至って野洲郡主条里の方位に一致する掘立柱建物に建て替えられていることが窺える。

小篠原遺跡などとは三上山によって隔てられた北桜・南桜地区においては、条里地割の痕跡は明確でない。この地区における発掘調査例としては北桜南遺跡があり、N 4° ～ 14° Eの主軸方位を示す掘立柱建物群（7世紀後半～8世紀前半頃）は豪族の居館と推定されている。

以上見てきた遺跡における掘立柱建物の主軸方位は、ばらつきはあるものの小篠原遺跡周辺のN 8° Eの地割に近い事例が多い。郡衙周辺の特殊地割の影響が広い範囲に及んでいた可能性を考えたい。

(2) 中主町木部の周辺

中主町木部には、N 20° Eの方位の条里型地割が幅2町、長さ8～9町分認められたとされる。この地域における発掘調査報告例としては、小字「天神西」と「天神前」の境界部分で2条の溝が検出されている。溝の方位はN 14° EとN 19° Eである。この遺構は8世紀前半を中心に機能した側溝を伴う道路と考えられる。なお近隣の調査区からは溝と方位のほぼ一致する掘立柱建物跡も検出されているが、時期は限定しがたい。

木部遺跡の南に隣接する八夫遺跡においては、白鳳～奈良時代の遺構と推定される掘立柱建物群がN 17° ～ 22° Eの主軸方位で建てられている（第4次調査）。これもN 20° Eの地割と方位を合わせた建物群として評価できよう。西河原森ノ内遺跡は地割からは西へはずれた位置にあり、木簡の出土などから官衙かと推定される遺跡である。白鳳期から奈良時代前期の掘立柱建物群についてみれば、白鳳期に真北から15° 東へ主軸を振っていたものが、奈良時代前期にはN 2° ～ 9° Eと小篠原遺跡周辺の地割と近い方位に建て替えられている。これがさらにN 17° ～ 21° Eの建物群へと建て替えられているが、この主軸方位は木部の条里型地割の方位と合致する。この方位はまた小篠原遺跡堂ノ後地区でみたB列の方位ともほぼ一致しているが、両者の有機的関連を述べるにはまだ資料不足である。

以上のように中主町木部周辺の条里型地割は、少なくとも8世紀前半まで遡るものと考えられ、かつてはより広範囲に地割が及んでいた可能性も窺える。しかしながら、上記のようなN 20° Eを前後する方位の遺構群に対して、光相寺遺跡の第7次調査で検出された7世紀中葉～8世紀前葉頃の掘立柱建物はN 1° W、N 15° Wの主軸方位を示しており、同じく第14次調査ではN 10° ～ 15° Wの主軸方位の建物群が検出されている。近隣地であっても異なった主軸方位を示す遺跡

も存在していたのである。

(3) 守山市赤野井の周辺

守山市赤野井には南北1.2km、東西250m程度の範囲に、真北に近い方位の地割が認められた。昭和51年度にこの地点で実施された赤野井遺跡の発掘調査においては、6世紀後半から10世紀にかけて當まれた掘立柱建物群が検出されている。³⁰⁾その変遷を見ると、6世紀後半の建物群はN7°～12°Wの主軸方位を示し、これに續く7世紀代の建物群は棟数が少ないため様相が明確でない。8世紀前半にはN0°～6°Wの主軸方位を指す一群が検出され、これが8世紀後半にはN4°～12°Eと方位を東へ振って建て替えられるが、9世紀以降は再び様相が明確でない。検出された掘立柱建物群の方位を現状の地割と比較すれば、6世紀後半の建物群は真北からの振れが大きく、一致しているとは言いたい。

赤野井遺跡の近隣では、当該時期の遺跡の報告例は多くない。南へ1.5km程隔たった欲賀西遺跡³¹⁾の発掘調査においては、古墳時代中期から鎌倉時代にかけての掘立柱建物群が検出されている。古墳時代後期の掘立柱建物SB4～6は、N2°W～N4°Eと正南北に近い主軸方位を示している。掘立柱建物SB24は2間×5間の規模で、一辺1～1.5mの大規模な掘り方を有する7世紀中葉の遺構であり、主軸方位はN17°Eである。周辺の掘立柱建物の方位もSB24と近いものが多く、前後する時期に建てられたものと推測されるが出土遺物に乏しく、詳細は不明である。赤野井遺跡から東南へ3.5kmほど隔たる益須寺遺跡では、8世紀から10世紀にかけての掘立柱建物群が検出されている。³²⁾その主軸方位は8世紀代にはN10°～15°Wを示し、9～10世紀にはN1°～5°Wと比較的真北に近い建物群からN40°～45°Eと大きく東へ振る建物群へと移行している。欲賀西・益須寺の両遺跡については、真北に近い主軸方位の掘立柱建物は存在するものの、赤野井遺跡付近の南北地割との関わりは明確にしがたい。

赤野井遺跡の東北方に位置する服部遺跡と笠原南遺跡は、野洲郡条里がいち早く施行されたことが窺える遺跡である。服部遺跡では奈良時代中期の掘立柱建物が主軸を南北にとるのに対して、野洲郡の主条里に一致する方位の掘立柱建物や溝が奈良時代後期の遺構として検出されている。この溝は現状の水路に一致し、一町で直交することから判断して、条里地割に基づく遺構であることは疑いない。当地における野洲郡条里の施行年代を示す良好な資料である。笠原南遺跡では、野洲郡主条里と主軸方位を合わせた掘立柱建物群の4時期にわたる変遷が明らかにされている。³³⁾ただし最も先行するⅡ期の建物群の主軸方位は5°～10°西へ振っており、条里方位に合致するとは言えないかもしれない。個々の建物の年代は明確でないが、溝から出土した遺物から判断して、建物群の存続年代は8世紀後半～9世紀後半であろうと推測できる。「越殿」「越家」と記された墨書き土器や転用硯などの出土から、官衙あるいは莊園管理を行った豪族の居館と性格付けられる遺跡であるが、遺跡の位置は服部遺跡から西南へ約1.5kmと近く、服部遺跡と同じ頃に統一的な地割が施行されたものであろうか。

(4) 小 結

野洲郡域における古代の建物方位を見てきたところ、野洲郡衙と推定される小篠原遺跡周辺や中主町木部の異方位地割の周辺においては、ある程度の統一性が窺えることが判った。なお、中

主町木部周辺のN 20° Eという地割は真北からの振れが大きく、真北を指向したとするには疑問がある。小篠原遺跡についても真北からの振れは8°程度あり、主軸方位を厳密に真北に合わせようとしたものとは見なしがたい。

一方、服部遺跡の事例から判断して、8世紀後半には野洲郡主条里が施行されていたことは確実であるが、他の遺跡では条里方位を向く建物はほとんど無い状況である。笠原南遺跡付近まで条里地割が施行されていたとしても、その範囲は小篠原遺跡周辺などの建物方位に統一性のある遺跡群の分布には及ばないものである。

4.まとめにかえて

畿内における10世紀以前の集落遺跡の建物方位は条里地割とはほとんど没交渉であるとの指摘があり⁵⁰、滋賀県においても発掘調査によって検出された建物跡と現行の景観条里の方位が異なる場合が多い。しかしながら本稿で見てきたとおり、湖南地域の事例を見る限りでは古代の建物方位には真北を指向するケースが多く、真北からの振れが大きい場合でも個々の遺跡を越えた統一性が認められる事例がある。これが現行の条里に先行して正南北方位などの地割が存在したためであるか否かは、水田造構などの発掘調査例によって検証されなければならないが、現時点では良好な調査例を欠いており、今後の発掘調査に期待したい。

建物方位に統一性の認められる遺跡群には、近江国守跡や野洲郡衙などの官衙遺跡を含む事例があり、官衙周辺などに建物方位を揃えた遺跡群が存在したものと理解できる。ただし、それらの遺跡群の分布範囲が郡全域に及ぶような広域なものは確認できず、郡内が数ブロックに分かれるような状況である。本稿ではそれらの遺跡群を現存する異方位地割との関わりで見てきたが、異方位地割と主軸方位の合致する古代の建物造構の検出例は多く、異方位地割の施行年代や施行範囲を検討する際のひとつの手がかりとなるものであろう。

なお、栗太・野洲両郡の主条里の施行がいつまで遡れるかについては、8世紀後半の服部遺跡の事例が確実視できる最古のものであり、8世紀前半の野路小野山遺跡の事例は条里地割との関わりが明確でない。建物方位を素材として条里地割について検討するには、方法論的限界があることは否めない。

県内においては毎年、膨大な件数の発掘調査が実施されており、検出される遺構・遺物の数はさらに膨大である。しかしながら、個々の発掘調査から得られる情報は断片的なものであり、それらを資料として歴史を復元していく作業は困難を極める。とはいえ、個々の発掘調査は地権者をはじめ多くの方々の御理解・御協力を得て実施しているものであり、我々は発掘調査によって得られた情報を最大限に活用するため、様々な方法論を模索する必要がある。未熟な本稿が考古学的資料による歴史像の構築に、わずかばかりでも寄与できる点があれば幸いである。

註

- (1) 田井中（井上）洋介「南北方位建物についての研究ノート」（『紀要』第7号（財）滋賀県文化財保護協会 1994年）
- (2) 「草津市吉田の条里景観遺存地区の歴史地理学的調査報告」（滋賀県・草津市 1974年）

- (3) 湖南地域においては磁北は約 N 6° 30' Wと考えて概算した。また、真北と座標北のズレは 5' 以下と僅少であるため、ほとんど無視した。
- (4) 『滋賀県文化財調査報告書 第六冊』(滋賀県教育委員会 1977年)
- (5) 丸山竜平「下物花摘寺庵寺と近江の特殊地割」(『昭和五十三年度 滋賀県文化財調査年報』滋賀県教育委員会 1979年)
- (6) 『平城京朱雀大路発掘調査報告』(奈良市 1974年)
- (7) 『錦織遺跡—近江大津宮関連遺跡—』(滋賀県教育委員会・^財滋賀県文化財保護協会 1992 年)
- (8) 「大津市野畠遺跡第二次調査報告」(『平成4年度 滋賀県埋蔵文化財調査年報』滋賀県教育委員会 1994年)
- (9) 高橋誠一・小林健太郎・宮畠巳年生「古代栗太・野洲郡の開発と条里」(『滋賀大学教育学部紀要－人文・社会・教育科学－』29号 1979年)
- (10) 『昭和五十一年度 滋賀県文化財調査年報』(滋賀県教育委員会 1977年)
『昭和五十二年度 滋賀県文化財調査年報』(滋賀県教育委員会 1978年)
- (11) 『矢倉口遺跡発掘調査報告書—国道1号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第3冊一』(滋賀県教育委員会・草津市教育委員会・^財滋賀県文化財保護協会 1987年)
- (12) 「矢倉口遺跡現地説明会資料」(草津市教育委員会 1986年)
- (13) 『横上井(観音寺)遺跡発掘調査報告書—国道1号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第1冊一』(滋賀県教育委員会・草津市教育委員会・^財滋賀県文化財保護協会 1985年)
- (14) 『野路小野山遺跡発掘調査報告書—国道1号京滋バイパス関連遺跡発掘調査報告書第4冊一』(滋賀県教育委員会・草津市教育委員会・^財滋賀県文化財保護協会 1990年)
- (15) 『草津川改修関連遺跡発掘調査概要報告書V』(草津市教育委員会 1990年)など
- (16) 『平成元年度遺跡発掘調査報告会 草津の古代を掘る』(草津市教育委員会 1990年)
- (17) 『栗東の歴史』第四巻 資料編Ⅰ(栗東町史編さん委員会 1994年)
- (18) 『1989年度年報』(財団法人栗東町文化体育振興事業団 1990年)
- (19) 『岡遺跡発掘調査報告書 1次・2次・3次調査』(栗東町教育委員会・財団法人栗東町文化体育振興事業団 1990年)
- (20) 『手原遺跡発掘調査報告書—栗東町商工会館建設に伴う調査一』(栗東町教育委員会・栗東町埋蔵文化財調査団 1981年)
- (21) 『1992年度年報』(財団法人栗東町文化体育振興事業団 1993年)
- (22) 『1993年度年報』(財団法人栗東町文化体育振興事業団 1994年)
- (23) 『1991年度年報』(財団法人栗東町文化体育振興事業団 1992年)
- (24) 『1990年度年報』(財団法人栗東町文化体育振興事業団 1991年)
- (25) 『琵琶湖大橋有料道路建設工事に伴う栗東町高野遺跡発掘調査報告書』(滋賀県教育委員会・^財滋賀県文化財保護協会 1987年) 報告書の書名では高野遺跡と報告されているが、発掘調査地点は遺跡地図によれば岩畠遺跡の範囲に含まれる。

- (26) 『県道高野・守山線特殊改良工事に伴う高野・辻遺跡発掘調査報告書』 (滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1990年)
- (27) 『伊勢遺跡・小島遺跡発掘調査概報 守山市文化財調査報告書第15冊』 (守山市教育委員会・守山市埋蔵文化財センター 1984年)
- (28) 『守山市文化財調査報告書第20冊--昭和59年度国庫補助事業--』 (守山市教育委員会 1986年)
- (29) 『草津市文化財調査報告書9 花摘寺廃寺発掘調査報告書』 (草津市教育委員会 1985年)
- (30) 『昭和五十一年度 滋賀県文化財調査年報』 (滋賀県教育委員会 1978年)
- (31) 『草津市文化財調査報告書12 宝光寺発掘調査報告書』 (草津市教育委員会 1985年)
- (32) 『草津市文化財調査報告書10 上寺遺跡発掘調査概要報告書』 (草津市教育委員会 1986年)
- (33) 『野洲町史』 第一巻 通史編1 (野洲町 1987年)
- (34) 森 隆「郡衙遺跡に関する一考察」 (『文化財学論集』 文化財学論集刊行会 1994年)
- (35) 『昭和55年度 三堂・野々宮遺跡他発掘調査概要報告書』 (野洲町教育委員会 1981年)
『昭和56年度 三堂・野々宮遺跡他発掘調査概要報告書』 (野洲町教育委員会 1982年)
- (36) 『昭和59年度 野洲町内遺跡群発掘調査概要』 (野洲町教育委員会 1985年)、註34文献
- (37) 『安城寺遺跡 I - 安城寺遺跡発掘調査報告 -』 (滋賀県野洲町教育委員会・野洲町埋蔵文化財調査会 1988年)
- (38) 『昭和62年度 野洲町内遺跡発掘調査概要』 (野洲町教育委員会 1988年)
- (39) 『野洲町埋蔵文化財調査集報 -I-』 (野洲町教育委員会・野洲町埋蔵文化財調査会 1991年)
- (40) 『昭和59年度 野洲町内遺跡群発掘調査概要』 (野洲町教育委員会 1985年)
- (41) 『県道野洲中主線関連遺跡発掘調査報告書 -比留田法田遺跡・木部遺跡・虫生遺跡-』 (中主町教育委員会 1993年)
- (42) 『平成3年度 中主町内遺跡発掘調査年報』 (中主町教育委員会 1993年)
- (43) 『西河原森ノ内遺跡 第1・2次発掘調査概要』 (中主町教育委員会・中主町埋蔵文化財調査会 1987年)
- (44) 『昭和62年度 中主町内遺跡発掘調査年報』 (中主町教育委員会 1989年)
- (45) 『平成元年度 中主町内遺跡発掘調査年報』 (中主町教育委員会 1991年)
- (46) 『欲賀西遺跡発掘調査報告書 -滋賀県住宅供給公社宅地造成事業に伴う-』 (滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1992年)
- (47) 『益須寺関連遺跡発掘調査報告書 守山市文化財調査報告書第7冊』 (守山市教育委員会・守山市遺跡調査団 1981年)
『益須寺遺跡発掘調査報告書 守山市文化財調査報告書第29冊』 (守山市教育委員会 1988年)
- (48) 『服部遺跡発掘調査概報』 (守山市教育委員会 1980年)

- (49) 『一般県道荒見上野近江八幡線特殊改良第1種工事に伴う笠原南遺跡発掘調査報告書』（滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会 1987年）
- 木戸雅寿「笠原南遺跡出土の墨書き土器について」（『滋賀県埋蔵文化財センター紀要3』 1989年）
- (50) 法瀬和雄「考古学から見た古代の村落」（『岩波講座 日本通史』第3巻 古代2 岩波書店 1994年）

編集後記

昨夏は、暑い暑い日々が続きに続き、琵琶湖の水位は史上最低値を更新し続けました。その結果、湖岸のここかしこでは普段は目にすることの出来ない湖底遺跡の一画が姿を現わすことになりました。そして、明けて1月17日午前5時46分の悪夢の始まり。大自然の営為の前で、人間の無力を感じ続けた一年でした。被災者の方々には、衷心よりお見舞い申し上げます。さて、本号も多くの論考を掲載することが出来ました。つきましては、多くの方々からのご叱正とご指導を賜れば幸いです。

平成7年3月

紀要 第8号

編集・発行 財團法人 滋賀県文化財保護協会
大津市湖南南大萱町1732-2
Tel (0775) 48-9780・9781

印刷・製本 富士出版印刷株式会社
大津市札の辻4-20
Tel (0775) 23-2580 Fax (0775) 24-6668